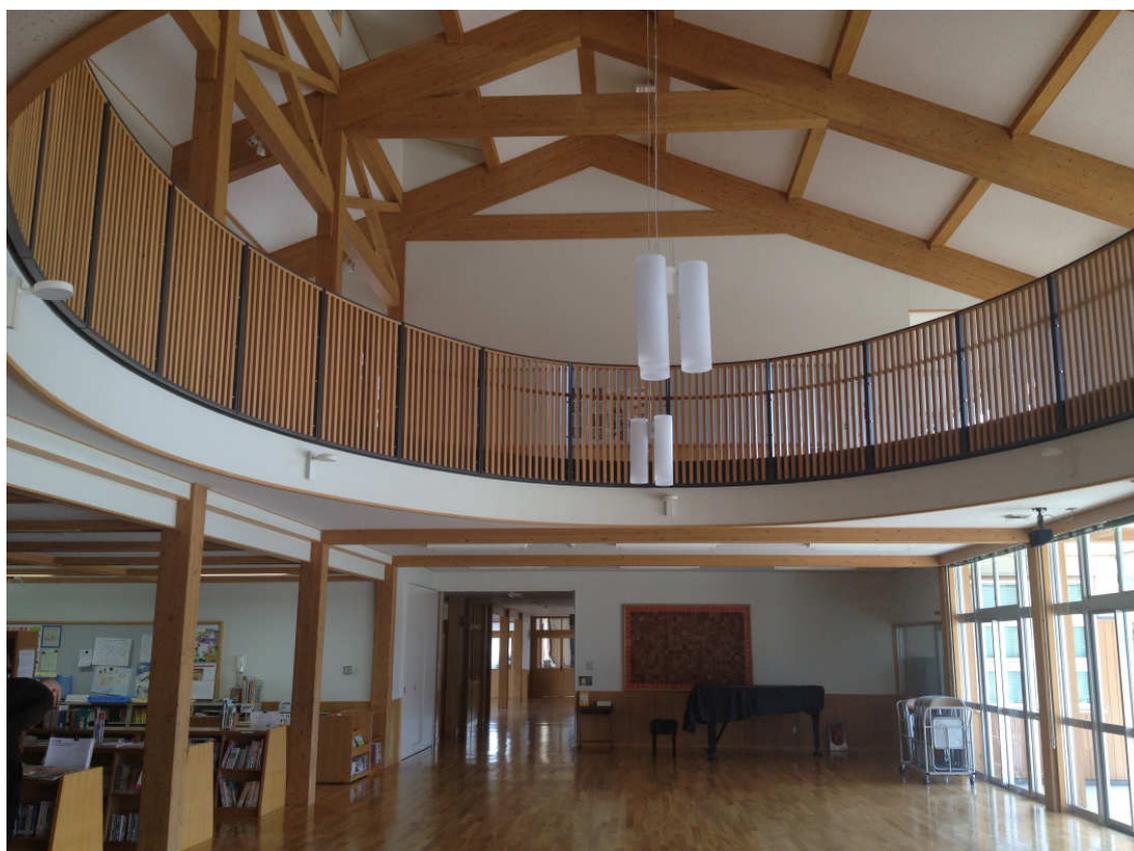


# 山口市公共建築物等における

## 木材の利用の促進に関する基本方針



平成25年3月

山 口 市

# 山口市公共建築物等における木材の利用の促進に関する基本方針

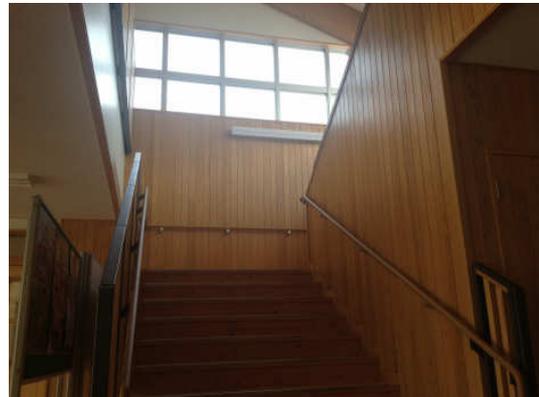
## 第1 趣旨

この基本方針は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。)第9条第1項の規定に基づき、公共建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項、公共建築物等における木材の利用の目標、公共建築物等の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する基本的事項、その他公共建築物等に供する木材の利用の促進に関する必要な事項を定める。

## 第2 用語の定義

この方針に使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「公共建築物等」とは、法第 2 条第 1 項各号及び法施行令(平成 22 年政令第 203 号)第 1 条各号に掲げる建築物のうち、市が整備する公共の用又は公用に供する建築物、その他市が整備する公共工事における構造物・工作物とする。
- (2) 「地域材」とは、山口市内の山林で生産された木材とする。
- (3) 「木造化」とは、建築物の構造耐久上主要な部分(柱、梁、壁等)の全て又は一部に地域材を使った新築及び増改築とする。
- (4) 「木質化」とは、建築物の内装、外装及び外構の全て又は一部に地域材を用いることとする。



木造化

木質化

### 第3 公共建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

#### 1 公共建築物等における木材の利用の促進の意義

木材は断熱性、調湿性に優れ、衝撃を緩和する効果が高く、木材によって創出される空間は、人の健康面や心理面においても良い影響をもたらすとされている。

また、森林資源の豊富な山口市において、再生可能な資源である木材の利用を促進することは、資源循環による環境保全の効果のみならず、地域内経済循環への効果を期待することができる。

市が公共建築物等において、率先して木材を利用することにより、森林の保全と木材の利用を推進することはもとより、市民が木材の良さを知り、木材文化を再発見する機会を創出することで、市民による木材の消費拡大が期待できる。行政と市民が一体となって木材の利用を促進することは、林業をはじめとする地域経済の振興と雇用の創出、森林資源の循環を推進することにつながる。

#### 2 施策の具体的方向

##### (1) 市民が木材の良さを知る機会の創出

公共建築物等は、広く市民一般の利用に供されるものであり、市が率先して木材を利用することにより、市民に対して木材の良さを実感する機会、木材の特性、木材利用がもたらす効果を幅広く提供する。

##### (2) 木材の利用促進を通じた地域経済の活性化

地域材の需要拡大を図るために、公共建築物等における木材の利用を促進し、森林の適正な整備を通じた、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や、中山間地域をはじめとする地域経済の活性化と雇用の創出を図る。

#### 3 木材の利用を推進すべき公共建築物等

木材の利用を推進すべき公共建築物等は、第2(1)に定めるものとする。

### 第4 公共建築物等における木材の利用の目標

- 1 公共建築物の新築、増築又は改築を行う場合、高さ 13m以下で軒高 9m以下、延床面積 3,000 m<sup>2</sup>以下の建築物については、法令・基準、用途や保安、維持管理などの特殊性などの理由から木造化が困難な場合を除き、積極的に木造化を図るものとし、木造化が困難な場合においても、木質化を図る。
- 2 公共土木工事については、木材が利用可能な工種について、間伐材等木製品の利用に努める。
- 3 市が公共建築物に導入する机、書棚等の物品について、地域材を利用した製品の導入に努める。
- 4 公共建築物等を解体する際に発生した木材についても、資源の有効利用の観点から、燃料利用等に供するため、木質バイオマス化に努めるものとする。また、市が公共建築物に導入する暖房設備等について、可能な限り木質バイオマス製品の導入を図る。

## 第5 公共建築物等の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する基本的事項

公共建築物等における木材の利用の促進を図るためには、公共建築物の構造的特性に対応した木材が低コストで円滑に供給される必要がある。

構造的特性に対応した良質な大径材を生産するためには、間伐は必要不可欠であり、木材の供給安定と資源の有効利用のためには、搬出間伐や皆伐が行われなければならない。

このため、搬出間伐を促進し、皆伐等による森林の更新を促すことにより、すでに成熟期に達している豊富な森林資源を積極的に活用し、地域材の安定供給を図る。

また、市有林を有効利用し、計画的に木材を供給することにより、地域材の供給の安定を支える。

## 第6 その他公共建築物等に供する木材の利用の促進に関する必要な事項

### 1 推進体制に関する事項

本方針を実効性のあるものとするため、別に山口市公共建築物木材利用推進計画を定め、関係部局が計画又は実施する事業について総合的な調整を行い、地域材の利用促進を図る。

### 2 普及啓発に関する事項

市及び木造施設の管理者は、施設の来訪者に対し、木の温もりや香りなど木の良さ等の普及啓発に努める。また、市は、公共団体以外の者が整備する公共建築物においても、積極的に地域材が利用されるよう、その理解と協力を求める。

### 3 コスト面で考慮すべき事項

公共建築物等を整備する者は、部材の点検・補修・交換が容易となるよう設計上の工夫により、維持管理コストの低減を図り、その計画・設計等の段階から、設計コストのみならず、維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコストについても十分留意する。



湯田温泉駅足湯



阿東図書館